

東関東自動車道
水戸管内のり面補修工事

特記仕様書

令和6年3月

東日本高速道路株式会社 関東支社
水戸管理事務所

目 次

	頁
1. 工事概要	1
2. 適用する共通仕様書	1
3. 監督員、主任補助監督員の権限	1
4. 配置技術者に関する事項	2
5. 工事用地等に関する事項	4
6. 自工区外盛土場に関する事項	4
7. 関連施設その他との関係	5
8. 作業日及び作業期間に関する事項	5
9. 関連工事に関する事項	6
10. 工事費構成内訳書に関する事項	7
11. 工程表及び履行報告に関する事項	8
12. 工事用道路に関する事項	8
13. 工事中材料に関する事項	9
14. 貸与品に関する事項	9
15. 保安に関する事項	9
16. 環境保全に関する事項	12
17. 再生資源及び建設副産物に関する事項	12
18. 部分使用に関する事項	14
19. 業務用プレート等に関する事項	14
20. 工事変更等検討会の設置	14
21. 週休2日推進工事	15
22. 工事細部に関する事項	16
23. 割掛対象表の項目に示す工事の内容	24
24. 補足事項	25

添付資料

様式-1	工程表
様式-2	工事履行報告
様式-3	残存物件調書
様式-4	再生資材供給可能量の照会について
様式-5	再生資材使用計画書
様式-6	工事記録情報 完了届
様式-7	不動産貸付申請書
様式-8	間接工事費計画書の提出について
様式-9、別添	間接工事費増加費用の負担額に関する協議書、変更間接工事費計画書
様式-10	間接工事費増加費用見積書
様式-11	間接工事費増加費用の負担同意書
様式-12、別添	材料調達変更計画書の提出について、材料調達変更計画書
様式-13	材料調達実績報告書の提出について
別添-1	取得報告書

1-1 工事名 東関東自動車道 水戸管内のり面補修工事

1-2 工事箇所

東関東自動車道

(自) 茨城県鉾田市飯名 [鉾田IC (KP105.5)]

緯度 36° 10' 30" 経度 140° 29' 20"

(至) 茨城県東茨城郡茨城町 [茨城町JCT (KP123.1)]

緯度 36° 18' 10" 経度 140° 24' 40"

※ 座標については、国土地理院のホームページ「境界座標入力支援サービス」を利用すること。 <http://psgsv2.gsi.go.jp/koukyou/rect/index.html>

1-3 施工内容

コンクリートブロック張工 防火ブロック 約7,050 m²

コンクリート基礎工 約3,600 m

コンクリートシール工(t=5cm) 約1,500 m²

防草シート設置工 約1,200 m²

1-4 コリズへの工事概要及び位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-54「コリズへの登録」において、位置情報及び工事概要の項目は、特記仕様書の1-2「工事箇所」及び1-3「施工内容」の記載内容を入力するものとする。

1-5 施工地域区分 ・現場環境改善費を計上しない工事

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)は、令和5年7月版とする。

3. 監督員、主任補助監督員の権限

3-1 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき監督員に委任した権限について、共通仕様書1-6-1「監督員の権限」の規定に次を加えるものとする。

(16)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、最終改正令和4年6月17日法律第68号 以下「建設リサイクル法」という。)第18条の規定に基づく報告先

3-2 主任補助監督員の権限

共通仕様書1-6-3「主任補助監督員」(2)のほか、主任補助監督員に委任した権限は次のとおりである。

(1) 共通仕様書に規定する監督員の権限のうち、下表の事項

章	項目	内容
1-25-1	安全対策	・安全教育の提出先
1-60	工事看板の設置	・設置が困難な場合の理由書の提出先
19-3-3	交通規制計画	・交通規制工実施報告書の提出先
19-4-3	交通保安要員計画	・交通保安要員実施報告書の提出先

4. 配置技術者に関する事項

4-1 配置技術者の資格

主任技術者または監理技術者は、次の基準を満たす技術者を専任で配置するものとする。

- (1) 主任（監理）技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種（土木工事業）に係る資格または経験を有する者であること。
- (2) 監理技術者である場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4-2 配置技術者の工事経験

現場代理人、主任技術者または監理技術者（当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む）のうち、いずれかの者が平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した次の施工経験を有する者とする。なお、施工経験における従事役職は問わない。また、経験を有する者が現場代理人のみであった場合には、その者は本特記仕様書4-1「配置技術者の資格」

(1) に示す資格または経験を有する者とする。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

次のa)を必要とする。

- a) のり面工事

4-3 現場代理人等の常駐について

現場代理人等の常駐については、共通仕様書1-7-2「現場代理人等の常駐」の規定によらず、次のとおりとする。

- (1) 現場代理人は、契約書第10条第2項の規定に基づき工事現場に常駐しなければならない。ただし、契約書第10条第3項の規定により、次の各号に掲げる期間にあって、かつ、監督員との連絡体制に支障をきたさない場合において、監督員の確認を得た場合にはこの限りではない。

- 1) 工期開始の日から共通仕様書1-12に示す着工日までの期間。
 - 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 3) 構造物の工場製作が含まれている工事で、構造物の工場製作期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 4) 契約書第20条第1項及び第2項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
 - 5) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間にあって、かつ工事現場が不稼働であること。
- なお、上記1)、2)、3)の期間については、設計図書に定めがない場合は、監督員と受注者との協議の上、工事打合簿により定めるものとする。

また、現場代理人は、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由により短期間工事現場を離れる場合は、次のいずれかの適正な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。

- 1) 契約書第10条第2項に基づく現場代理人の権限を行使する代理の技術者を配置できる体制。
- 2) 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制。
- 3) 工事現場の運営及び取締り等に支障のない範囲内において、必要に応じて現場に戻りうる体制。

ただし、監督員の確認を得た場合においても、受注者は契約上のいかなる責任または義務を免れるものではない。

- (2) 契約書第10条第1項の規定に基づき設置する主任技術者または監理技術者が専任を要する工事の場合において、次の各号に掲げる期間については専任を要しないものとする。

- 1) 工期開始の日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、資器材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、工事開始後、監督員との打合せにおいて定めるものとし、共通仕様書 1-54 「コリンズへの登録」における技術者の従事期間についても同様とする。
 - 2) 構造物の詳細設計が含まれている工事で、構造物の詳細設計期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 3) 構造物の工場製作が含まれている工事で、構造物の工場製作期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
 - 4) しゅん功届を提出後、共通仕様書 1-45 に示すしゅん功検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間。
 - 5) 契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、工事を全面的に一時中止している期間。
 - 6) 冬季休止期間等、設計図書に定める期間であって、かつ工事現場が不稼働であること。
- なお、専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではない。そのため、監理技術者等が技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由で短期間工事現場を離れる場合は、次のいずれかの適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について監督員の確認を得なければならない。
- 1) 必要な資格（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証）を有する代理の技術者を配置できる体制。
 - 2) 工事の品質確保等に支障のない範囲内において、連絡を取りうる体制。
 - 3) 工事の品質確保等に支障のない範囲において、必要に応じて現場に戻りうる体制。
- (3) 主任技術者または監理技術者の職務
- 主任技術者または監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工上の管理をつかさどることである。施工上の管理とは、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工食用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである。このことから、工事現場への専任を要しない期間においても、適切な職務の履行に努めなければならない。

4-4 監理技術者の専任義務の緩和について

- (1) 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下のすべての要件を満たすものとする。
 - 1) 契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置すること。
 - 2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補または一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - 3) 監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - 4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、当該工事を含め同時に 2 件（会社以外の他の機関が発注した工事を含む）までであること。
 - 5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

イ) 対象範囲

常磐自動車道 岩間 IC～いわき勿来 IC
北関東自動車道 桜川筑西 IC～水戸南 IC

東水戸道路 水戸南 I C～ひたちなか I C

東関東自動車道 鉾田 I C～茨城町 J C T

上記を通過する市町村（笠間市、水戸市、那珂市、東海村、常陸太田市、日立市、高萩市、北茨城市、いわき市、筑西市、桜川市、茨城町、ひたちなか市、鉾田市）

- 6) 特例監理技術者は、本工事の施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
 - 7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - 8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (2) 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務及び監理技術者補佐の配置をする場合は、現場代理人等届及び次の内容が確認できる書類を提出するとともに、施工計画書等において特例監理技術者と監理技術者補佐の連絡体制について明示すること。
- 1) 特例監理技術者が当該工事以外に兼務する工事名および工事内容
 - 2) 監理技術者補佐の氏名、前項（1）2）に規定する資格・3）に規定する入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証する書類・8）に規定する監理技術者補佐が担う業務等
- (3) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなったときは適切に工事実績情報システム（コリンズ）への登録を行うこと。
- (4) 本工事において、特例監理技術者と監理技術者補佐の配置を行った場合は、配置期間において施工体制点検等の場を活用して、前項（2）で提出された内容の確認を行う。

5. 工事用地等に関する事項

5-1 敷地の使用

共通仕様書 1-9-2 「受注者が確保すべき工事用地等」に規定する受注者が使用可能な発注者の敷地は下表のとおりとする。なお、本敷地は受注者に無償で貸与するものとし、使用の目的は本工事の実施に限るものとする。

名 称	鉾田 I C 作業基地
所 在 地	茨城県鉾田市飯名（鉾田 I C 内）
使 用 用 途	工事用機械の作業基地として使用するもの
敷 地	約100m ²
期 間	工事期間中

6. 自工区外盛土場に関する事項

6-1 自工区外盛土場

6-1-1 自工区外盛土場の位置

自工区外盛土場は「位置図」に示す箇所とし、その名称、地先名並びに盛土量は、下表のとおりとする。

番号	名 称	地 先 名	盛 土 可 能 量	摘 要
1	坂東盛土場	東茨城郡茨城町 KP116.6～KP116.8	約 1,500 m ³	構造物掘削土、 防火ブロックの仮置き、 視線誘導標の仮置き、距離標の仮 置き、のり面昇降階段の仮置き

6-1-2 自工区外盛土場の施工計画

受注者は、自工区外盛土場の施工に先立ち搬出時期・方法及び範囲等を記載した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

6-1-3 補償費等

本特記仕様書6-1-1「自工区外盛土場の位置」に示す自工区外盛土場の補償費等は、無償とする。

6-1-4 その他

受注者は、盛土が完了後監督員に通知し、盛土土量及び後片付け等の確認を受けるものとする。

7. 関連施設その他との関係

共通仕様書1-10「関係官公署及び関係会社への手続き」に示す本工事に関連する主な施設及び管理者は、下表のとおりとする。

(1) 道路関係

道路等名	道路等管理者名	位置	摘要
町道4632号線	茨城町	KP116.8付近	

(2) 規制関係

道路名	交通管理者名	摘要
東関東自動車道(KP105.6 ~ KP123.1)	茨城県警察本部交通部高速 道路交通警察隊	交通規制

(3) 電力、通信施設関係

施設等名	施設等管理者名	位置	摘要
交通量計測装置	東日本高速道路(株)	東関東自動車道 上り線KP106.014 下り線KP106.014	車線埋設
光通信ケーブル	KDDI(株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設
メタル通信・電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設

上表(2)の高速道路等の交通規制に必要な協議(道路交通法第80条に基づく協議)については、原則として発注者が行うものとする。なお、高速道路等とは、当社が管理する道路(供用中の高速道路及び一般有料道路)をいう。

(4) その他

受注者は、上表以外の本工事に関係する施設等を発見した時は、監督員に通知し、監督員の指示に従わなければならない。

8. 作業日及び作業期間に関する事項

8-1 作業期間

共通仕様書1-13「作業日」の規定による他、下表に示す期間は作業を行ってはならない。

やむを得ず作業を行う必要がある場合は、受注者は、事前にその理由を監督員に連絡するものとする。

期間（予定）	区 間	摘 要
令和6年 8月中旬～令和6年 8月下旬の14日間	全工事区間	高速道路等の交通規制を伴う工事
令和6年12月下旬～令和7年 1月上旬の14日間		
令和7年 4月下旬～令和7年 5月上旬の14日間		
令和7年 8月上旬～令和7年 8月下旬の14日間		

なお、記載している期間は現時点での予定であり、詳細については別途監督員から指示するものとする。

8-2 夜間作業

単価表の項目において、（夜）と表記されているものについては、共通仕様書1-13「作業日」の規定にかかわらず夜間作業を行うことができるものとする。

8-3 高速道路等の交通規制可能時間

施工区間における交通規制の区分による規制可能時間帯は、下表に示すとおりとする。ただし、交通規制による著しい渋滞の発生若しくはその恐れがある場合や、交通の危険及び異常気象時等により、監督員が規制の解除（工事中止）を指示した場合、また、監督員より規制可能時間帯の変更について指示した場合は、受注者はこれに従うものとする。

(1) 東関東自動車道

上 下 別	施工区間	路肩規制 可能時間帯	摘 要
上	銚田IC～茨城空港北IC	終日可能	
下	銚田IC～茨城空港北IC	終日可能	

8-4 本線通行止め・ランプ閉鎖

下表に示すとおり、他工事において本線通行止め・ランプ閉鎖を予定している。また、本線通行止め・ランプ閉鎖の時期、時間帯及び回数は現時点における予定であり、変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとし、受注者はこれに従うものとする。

上 下 別	施工区間	時期	回数	本線通行止め・ランプ 閉鎖予定時間帯 (施工可能時間帯)	摘要
上 下	茨城空港北IC～ 茨城町JCT	令和7年5月	7回	20:00～翌06:00 (20:30～翌05:30)	
	茨城空港北IC Cランプ				

なお、高速道路等の通行止め・ランプ閉鎖に係る協議は原則として発注者が行うものとし、通行止め・ランプ閉鎖に伴う本線、IC、JCTの交通規制は他の工事にて行うものとする。

9. 関連工事に関する事項

9-1 契約書第2条に規定する発注者または他の機関の発注に係る第三者が施工する他の工事は下表のとおりとする。

工事名	主な 関連事項	予定工期	施行主体	受注者名
水戸管内道路保全工事	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ・ メンテナンス 関東
水戸管内道路保全点検 業務	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ東 日本エンジニア リング
水戸管内施設保全工事	工事区間の 重複	通年	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)ネクスコ 東日本エンジ ニアリング
常磐自動車道 助川トンネル照明設備 更新工事	工事区間の 重複	令和3年10月7日 ～令和7年2月3日	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	日本コムシス (株)
東関東自動車道 潮来IC～銚田IC間交通 情報設備工事	工事区間の 重複	令和6年6月6日 ～令和9年4月17日	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	未定
常磐自動車道 水戸舗装補修工事	工事区間の 重複	令和4年9月8日 ～令和7年2月23日	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	(株)佐藤渡辺
常磐自動車道 日立トンネル（上り 線）補強工事	工事区間の 重複	令和4年6月9日 ～令和7年9月20日	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	成和リニュー アルワークス (株)
常磐自動車道 大北川高架橋はく落対 策工事	工事区間の 重複	令和6年7月 ～令和9年12月	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	未定
常磐自動車道 那珂川橋耐震補強工事	工事区間の 重複	令和6年10月 ～令和12年7月	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	未定
常磐自動車道 水戸管内舗装補修工事	工事区間の 重複	令和6年3月 ～令和8年10月	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	未定
関東支社管内 路側無線設備工事	工事区間の 重複	令和5年6月30日 ～令和7年12月20日	東日本高速道路(株) 水戸管理事務所	コムシス・サ ンコムJV

なお、記載している工事は現時点での予定であり、追加及び変更が生じる場合は別途監督員から指示するものとする。

この他に水戸管理事務所で行う規制調整会議（毎週木曜日）に出席し、当該工事の規制に関連する工事及び受注者と調整するものとする。

10. 工事費構成内訳書に関する事項

10-1 工事費構成内訳書の提出

契約書第3条第1項に規定する「設計図書に基づく工事費構成内訳書」は、土木関係書類提出マニュアル（様式第15号）のとおりとする。

なお、提出は土木関係書類提出マニュアル（様式第14号）及び共通仕様書1-19-1「工程表の提出」で規定する工程表（様式-1）と合わせて提出するものとする。また、工事費構成内訳書の提出は、当初契約締結時とし、契約変更時の提出は要しないものとする。

1 1. 工程表及び履行報告に関する事項

共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」及び 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表（様式-1）の記入方法は次のとおりとし、履行報告書（様式-2）と合わせて提出するものとする。

(1) 共通仕様書 1-19-1 「工程表の提出」に規定する工程表

- 1) 準備工・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
- 2) 準備工・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月ごとに累計計画出来高（%）を記入する。
- 3) 右側摘要部分の目盛に従い計画出来高累計曲線を記入する。
- 4) 工程表に示す項目は下表のとおりとする。

工程表の項目	単価表の項目
のり面工	コンクリートブロック張工、コンクリート基礎工
防草シート設置工	防草シート設置工
雑工	上記以外の合計

(2) 共通仕様書 1-19-2 「履行報告」に規定する工程表

前項、工程表に次の事項を記入し報告するものとする。

- 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する
- 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。

1 2. 工事用道路に関する事項

1 2-1 工事用道路の指定

共通仕様書 1-2-2-1 「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、下表のとおりとする。

番号	路線名または場所	片側車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考
①	県道18号線	3m	1,000m	舗装	無償	工事開始時	—	既設
②	県道181号線	3m	200m	舗装	無償	工事開始時	—	既設
③	町道4629号線	5m（全巾）	1,000m	舗装	無償	工事開始時	—	既設
④	町道4632号線	5m（全巾）	50m	舗装	無償	工事開始時	—	既設

1 2-2 工事用道路の維持・補修

- (1) 本特記仕様書 1 2-1 「工事用道路の指定」に示す工事用道路について補修の必要が生じ監督員が指示した場合は、その指示に従うものとする。なお、これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。
- (2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため、必要とする期間中、作業員を配置し、水洗い等による車両の泥落とし及び周辺の清掃等を行うものとする。これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

なお、監督員が別途配置場所及び作業内容の変更を指示した場合は、その指示に従うものとする。これに要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。

名 称	数量	設置場所	期 間
工事中車両泥落とし費	1名	町道4632号線	土運搬及び資材搬入・搬出による 出入口部使用期間中

1 3. 工事中材料に関する事項

1 3-1 レディーミクストコンクリート

コンクリート施工管理要領「4-3 表 4-9」に示すアルカリ骨材反応、「4-5 表 4-14」に示すフレッシュコンクリート及び「4-6 表 4-15」に示す硬化コンクリートの試験を生産者等に代行させる場合は、受注者がその試験に立会うものとする。

また、コンクリート施工管理要領「4-3 表 4-9」に示すアルカリ骨材反応の試験において、基準試験時（基準試験を省略できる場合は、第一回目の定期管理試験時）には当該試験の粗骨材及び細骨材の試験試料の採取に必ず受注者が立会い、受注者は、その試料と同じ材料を同量、工事期間中保管するものとする。

なお、東日本高速道路㈱がレディーミクストコンクリートの品質を確認するための抜取試験を行う場合は、試料採取等に協力するものとする。

1 4. 貸与品に関する事項

1 4-1 貸与品

契約書第15条第1項に基づく貸与品は、下表のとおりとし、設計図書に定められた使用目的以外に資機材を使用してはならない。

なお、資機材の使用は無償とするが、機械類の運転に要する燃料、油脂、現場修理及び管理等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。また、受注者の責によらない事由により、規制機材等の貸与が受けられない場合は、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

本工事における車載式標識については、受注者持ちとする。

品名	規格等	数量	引渡場所	貸与期間
標識車	2 t	—	—	—
車載式標識	車載用LED標識	—		
交通規制標識類	高速道路等の交通規制に必要な数量	1 式	水戸管理事務所	工事期間中

1 5. 保安に関する事項

1 5-1 安全管理の強化

1 5-1-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み

(1) 定義

第三者被害を想定した重大事故防止の取組みとは、第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。

(2) 実施手順

1) 施工計画への反映

受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。

2) 受発注者間の協議

発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通してか安全対策に不足が無い確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。

受注者は、協議の結果、施工計画書の修正が必要なときは修正された施工計画書を監督員に提出するとともに、受注者の全ての職員・作業員に対して実施すべき内容を伝達し確実に実施するものとする。

3) 施工条件等の変更時の取扱い

発注者及び受注者は、施工条件等が変更となった場合は、前記1)及び2)で抽出し対策を定めた内容に変更が生じるときは改めて、前記1)及び2)の手順により受発注者合同で重大事故リスクマネジメントを行うものとする。

1 5 - 1 - 2 現場内の安全管理

施工計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底するものとする。

1 5 - 1 - 3 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、受注者が確実に実施するものとする。

1 5 - 1 - 4 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検にあたっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善するものとする。

1 5 - 1 - 5 工事用車両後退時の安全対策

受注者は、工事用車両の後退時においては電子ホイッスル、ハンズフリータイプのトランシーバー等の使用等、誘導員が後退する車両への指示を確実に伝達できる対策を講じるものとする。

工事用車両の後退が夜間となる場合は、発光式の脚絆、発光式のアームバンド等を装着等、誘導員の視認性を向上させる対策を講ずるものとする。

また、上記対策について、施工計画書を監督員に提出するとともに、作業手順書への記載とKY等の実施により関連する全ての職員・作業員に対して指導を徹底するものとする。

1 5 - 1 - 6 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底するものとする。

1 5 - 1 - 7 標識等の設置

共通仕様書1-25-1(1)及び(4)に示す第三者の安全措置として、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、注意喚起表示及び安全施設類を設置するものとする。

1 5 - 2 交通規制等

1 5 - 2 - 1 高速道路等の交通規制

(1) 高速道路等の交通規制は、本特記仕様書8-3～8-4、22-10及び道路交通法第80条の規定に基づく協議に従い実施するものとする。

(2) 受注者は、監督員が近接して施工を行う他工事と調整を行い、同一規制内での施工を指示した場合、これに従うものとし、他工事の円滑な施工及び調整に協力するものとする。

1 5 - 2 - 2 交通保安要員の配置

交通保安要員は、設計図及び本特記仕様書 2 2 - 1 1 の規定に示す配置種別、配置場所、配置人数、配置時間及び期間にて適切に配置するものとする（交通規制工に含む交通監視員は除く）。また、受注者は、共通仕様書 1 9 - 3 - 3 「交通規制計画」及び 1 9 - 4 - 3 「交通保安要員計画」において、交通保安要員の実施内容、安全対策、車両等の誘導方法について、施工計画書を監督員に提出するものとする。

1 5 - 2 - 3 交通規制内の作業員の安全対策

高速道路等本線上における交通規制内の路上作業関係者に対し、お客さま車両等の誤侵入による事故を防止するため、交通監視員が簡易的に手元で危険を通知する警報装置等（警報付安全旗や大音量電子ホイッスル等）の装備を講じるとともに、交通監視員から路上作業関係者への危険伝達・避難方法などを確認するための避難訓練を実施するものとする。

1 5 - 2 - 4 保険の付保

保険の付保については、共通仕様書 1 - 5 5 - 1 「保険の付保」によらず、次のとおりとする。
・契約書第 5 7 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保するものとする。

1 5 - 3 工事用車両の休憩施設駐車場利用について

工事用車両（連絡車を含む。）による休憩施設の駐車場の利用については、お客様の利用を優先とする観点から、原則、工事用車両の待機場所に使用してはならない。

ただし、休憩施設内工事を伴う場合、または、やむを得ず待機場所として使用する場合は、駐車する車両の車種、台数、駐車位置及び安全措置について施工計画書を監督員に提出するものとする。

また、緊急時やトイレ利用などで立ち寄る際は、お客様の利便性を優先しトイレ及び商業施設の最遠端の駐車マスを利用するよう配慮するものとする。

1 5 - 4 光通信ケーブル等損傷事故防止対策

1 5 - 4 - 1 光通信ケーブル等損傷事故の防止

受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するために埋設物近接箇所の工事の施工にあたっては、東日本高速道路(株)、KDD I (株)「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル「関東支社版」（令和 5 年 8 月）」（以下「マニュアル」という。）に基づき万全の措置を講じるものとする。

1 5 - 4 - 2 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者

(1) 受注者は、高速道路に埋設されている光通信ケーブル等管路の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の光通信ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知するものとする。

(2) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、「マニュアル」の内容を十分理解し、光通信ケーブル等管路の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。また、試掘時及び近接工事作業時に現場に立会い、事故防止に関する指導、監督を行うものとする。

(3) 光通信ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1 5 - 4 - 3 光通信ケーブル等の確認等について

(1) 光通信ケーブル等については、設計図書及び貸与された資料等を確認のうえ、詳細の確認方法、試掘の実施判断、試掘方法等の検討に当たっては、「マニュアル」に基づき適切に行うものとする。

(2) 本工事に近接する光通信ケーブル等は、下表のとおりとする。

種別	管理者	箇所	条件等	貸与する資料	適用
交通量計測装置	東日本高速道路(株)	東関東自動車道 上り線 KP106.014 下り線 KP106.014	埋設による 近接施工	管理用図面	
光通信ケーブル	KDD I (株) 東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設による 近接施工	管理用図面	
メタル通信・ 電源ケーブル	東日本高速道路(株)	全工事範囲	埋設による 近接施工	管理用図面	

(3) 前項の試掘について、監督員が必要として追加及び変更を指示した場合においては、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1 5 - 5 保安に関する費用

(1) 本特記仕様書 1 5 - 2 - 1 「高速道路等の交通規制」、1 5 - 2 - 2 「交通保安要員の配置」に要する費用及び 1 5 - 4 「光通信ケーブル等損傷事故防止対策」の試掘に要する費用は、単価表の項目で支払いを行うものとする。また、それら以外に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 6 . 環境保全に関する事項

1 6 - 1 砂塵等の防止

受注者は、工事用機械及び車両の走行による砂塵等の被害を第三者に及ぼさないよう善良な管理を行うものとする。

1 6 - 2 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行うものとする。

1 6 - 3 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めるものとする。

1 6 - 4 環境保全に関する費用

環境保全に関する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

1 7 . 再生資源及び建設副産物に関する事項

1 7 - 1 再生資材の使用

(1) 再生資材は、下表に示す単価表の項目の単価を構成する材料に使用するものとする。

単価表の項目	再生資材の種類	数 量	摘 要 指 針 等
基 礎 工 コンクリート基礎工A コンクリート基礎工B	再生クラッシャーラン	約90 m3	

(2) 受注者は前項(1)示す建設発生土以外の再生資材の施工にあたっては、その都度、再資源化施設に品質及び供給可能量の照会(様式-4)を行うものとする。

照会に当り再資源化施設は、次の手順で選定するものとする。

イ) 再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物にあつては、当該工事現場から概ね40kmの範囲内(再生加熱アスファルト混合物は、更に運搬時間が1.5時間の範囲内)の再資源化施設とする。

ロ) 上記範囲内に複数の再資源化施設がある場合は、運搬距離の近い順に品質証明ができる3施設程度とする。

(3) 受注者は前項(1)に示す再生クラッシャーランについて、使用用途に応じた品質が満足されない場合は監督員へ報告するものとする。この場合において監督員が必要があると認めて材料の変更等を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(4) 受注者は前項(2)による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合、または再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。

17-2 建設副産物の活用等

(1) 共通仕様書1-28「建設副産物」の規定に基づき指定する建設副産物の取扱いは、下表のとおりとする。

建設副産物の種類	発 生 場 所	数 量	活用方法等
コンクリート塊	構造物取壊し施工箇所	約140m3	再資源化施設
アスファルト・ コンクリート塊	アスファルト撤去施工箇所	約10m3	再資源化施設
建設発生土	東関東自動車道(上・下線) KP105.600~KP113.300	約380m3	本特記仕様書6-1自工区外 盛土場に関する事項による

(2) 建設副産物を本線に利用する場合は、共通仕様書に定める該当各項の規定により施工するものとする。

(3) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	受 入 条 件
コンクリート塊 アスファルト・ コンクリート塊	新栄商事(株) 茨城支店	茨城県小美玉 市与沢253-27	定休日:日曜日・祝日 受入時間:8:00~17:00 時間外受入:不可 最大寸法:60cm×60cm×60cm以下

記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

17-3 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

18. 部分使用に関する事項

18-1 工事の部分使用

共通仕様書1-49-1「適用範囲」の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は、下表のとおりとする。

箇所	使用開始時期	使用理由
全工事箇所のコンクリートブロック張工、防草シート設置工	工事目的物施工完了後	一般の用に供するため

なお、供用中の高速道路において工事目的物を一般の用に供する場合は、部分使用に先立ち以下のとおり検査を実施するものとする。

- 1) 部分使用検査 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に基づく検査を兼ねるものとする。
- 2) 検査実施日時 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の日時とする。
- 3) 検査対象工事目的物 出来形等に関する工事施工立会い（検査）願に記載の工事目的物とする。
- 4) 検査を実施する者 別途通知する監督員、副監督員、主任補助監督員、補助監督員のいずれかの者。

19. 業務用プレート等に関する事項

発注者は、本工事の施工に必要な車両が下表に示す道路に乗り入れる場合は、業務用プレート（ETC専用）を受注者の申請により交付する。

受注者は、業務用プレート（ETC専用）を適正に使用し管理するとともに、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。

道路名	区間	備考
東関東自動車道	銚田IC ～ 茨城空港北IC間	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車

20. 工事変更等検討会の設置

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の変更等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の試行対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用にあたっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

2 1 . 週休 2 日 推進 工事

本 工 事 は、 監 督 員 と 受 注 者 双 方 が 工 程 調 整 を 行 う こ と に よ り、 週 休 2 日 を 達 成 す る よ う 工 事 を 実 施 す る 「 週 休 2 日 推 進 工 事 (発 注 者 指 定 方 式) 」 で あ る。

2 1 - 1 定 義

- (1) 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、次の各号に掲げる期間を除く着工日から工事が完成した日までの期間をいう。
 - ① 共通仕様書 1 - 1 3 「作業日」に規定する 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで及び夏期休暇 (3 日) の期間
 - ② 共通仕様書 1 - 3 5 「工事の一時中止」に規定する工事全部を中止する期間
 - ③ 工場製作のみを実施している期間
 - ④ 交通規制を伴う施工のみの工事で交通規制を行ってはならない期間
 - ⑤ 本特記仕様書 8 . 「作業日及び作業期間に関する事項」に規定する施工対象外としている期間
- (3) 「4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合 (以下、「現場閉所率」という。) が、2 8 . 5 % (8 日 / 2 8 日) 以上の水準に達する状態をいう。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2 1 - 2 履 行 確 認 (週 休 2 日 確 保 の 確 認 方 法)

- (1) 受注者は、現場閉所を行うときは、工程会議等により監督員が事前に把握している場合を除き、事前に監督員にメール等で連絡をするものとする。
- (2) 受注者は、工事完成後に、週休 2 日の取得結果が確認できる「取得報告書」(別添 - 1) を作成し、監督員に提出するものとする。また、工事途中において、監督員より「取得報告書」の作成及び提出を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- (3) 監督員は、工事完成後に受注者から提出された「取得報告書」を基に、週休 2 日の取得状況を確認するものとする。なお、週休 2 日確保の判断については、本特記仕様書 2 1 - 1 「定義」(2) の期間で行うものとする。

2 1 - 3 工 事 看 板 等 の 掲 示

受 注 者 は、 着 工 日 か ら 工 事 が 完 成 す る ま で の 期 間 中 は、「 週 休 2 日 工 事 」 で あ る 旨 を 明 示 し た 看 板 等 を 現 場 事 務 所 等 に 掲 示 す る も の と す る。 な お、 受 注 者 は、 当 該 工 事 看 板 等 を 掲 示 す る 際 は、 共 通 仕 様 書 1 - 6 0 「 工 事 看 板 の 設 置 」 の 規 定 に 基 づ き、 監 督 員 の 確 認 を 得 る も の と す る。

2 1 - 4 工 期

本 工 事 は、 共 通 仕 様 書 1 - 1 2 「 着 工 日 」 の 規 定 に よ ら ず、 受 注 者 の 円 滑 な 工 事 施 工 体 制 の 確 保 を 図 る た め、 事 前 に 建 設 資 材、 労 働 者 確 保 等 の 準 備 を 行 う こ と が で き る 余 裕 期 間 を 設 定 し た 工 事 で あ り、 発 注 者 が 示 し た 余 裕 期 間 (工 事 着 工 期 限) 内 で、 受 注 者 は 工 事 の 着 工 日 を 任 意 に 設 定 す る こ と が で き る も の と し、 受 注 者 は、 準 備 が 整 っ た 場 合 は 「 工 事 打 合 簿 」 を 監 督 員 に 提 出 す る も の と す る。

余 裕 期 間 内 に 設 定 し た 着 工 日 前 ま で の 期 間 は、 主 任 技 術 者 ま た は 監 理 技 術 者 を 設 置 す る こ と を 要 し な い。 ま た、 現 場 に 搬 入 し な い 資 材 等 の 準 備 を 行 う こ と が で き る が、 現 場 事 務 所 等 の 設 置、 資 材 の 搬 入、 仮 設 工 事 ま た は 測 量 等、 工 事 の 着 手 を 行 っ て は な ら ない。 な お、 余 裕 期 間 内 に 行 う 準 備 は 受 注 者 の 責 に よ り 行 う も の と す る。

余裕期間（工事着工期間）：契約保証取得の日の翌日から120日間

21-5 週休2日推進工事に要する費用

週休2日推進工事に要する費用については、関連する単価項目及び諸経費において4週8休以上の達成を前提とした次に示す一切の費用（以下、「補正分」という。）を含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

- ・ 労務賃金（工場製作及び工場塗装に要する労務賃金は除く）、機械賃料単価及び市場単価に週休2日（4週8休）工事の施工に必要な費用を考慮した補正係数を乗じた費用
- ・ 標準単価の週休2日（4週8休）工事の施工に必要な費用を考慮した費用
- ・ 共通仮設費の率及び現場管理費の率に週休2日（4週8休）に応じた補正係数を乗じた費用
- ・ 機械器具経費（損料）に係る週休2日（4週8休）工事の施工を考慮した標準稼働率にて算定した費用

21-6 4週8休以上の現場閉所率に満たない場合の費用の減額

本特記仕様書21-2「履行確認（週休2日確保の確認方法）（3）」による確認後、4週8休以上の現場閉所率に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。なお、減額変更する補正分の費用の取扱い及び算定については、共通仕様書1-33-1「新単価」及び1-33-2「新単価の算定」の規定によるものとする。

2.2. 工事細部に関する事項

2.2-1 施工計画書

共通仕様書1-20-1「施工計画書の提出」に次を追加する。

- 1) 光通信ケーブル等損傷事故防止の対策

2.2-2 作業時間帯による単価表の表記区分

単価表の項目末尾名称に、作業時間帯に応じて下表に示す区分表記を行うものとする。

作業時間	単価表の項目末尾の表記	備考
夜間作業	(夜)	
昼間作業	無表記	

2.2-3 コンクリートブロック張工

共通仕様書4-18「コンクリートブロック張工」の関連する項目に次を追加する。

2.2-3-1 種別

種別	区分内容
コンクリートブロック張工 防火ブロック A	既設コンクリートブロック張（防火ブロック）を撤去・運搬・仮置きし、コンクリート基礎工を施工した後、再設置するもの。
コンクリートブロック張工 防火ブロック B	既設コンクリートブロック張（防火ブロック）を撤去・運搬・仮置きし、コンクリート基礎工を施工した後、再設置するもの。（防火ブロックの水抜き穴加工新設）

2.2-3-2 材料

コンクリートブロック張工 防火ブロックの材料は、既設コンクリートブロック張（防火ブロック）を撤去・運搬・仮置きした材料を再利用するものとする。

2 2 - 3 - 3 施工

既設防火ブロックを撤去・設置する場合、損傷しないよう丁寧に撤去するものとする。吸出し防止材の設置は浮き等が生じないようのり面を成形した後、アンカーピンを用いて丁寧に設置するものとし、重ね幅は10cm以上とする。水抜き穴加工位置は暗渠排水管設置位置に合わせるものとする。

2 2 - 3 - 4 数量の検測

コンクリートブロック張工の数量の検測は、各々の設計数量 (m²) で行うものとする。

2 2 - 3 - 5 支払

コンクリートブロック張工防火ブロック A の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設防火ブロックの撤去、運搬、仮置き、切土のり面の掘削、切土のり面掘削土の運搬、敷均し、アンカーの設置、防火ブロックの設置、天端コンクリート、端部コンクリート、調整コンクリート、型わく、吸出し防止材、裏面排水工等防火ブロック A の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

コンクリートブロック張工防火ブロック B の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設防火ブロックの撤去、運搬、仮置き、防火ブロックの水抜き穴加工、切土のり面の掘削、切土のり面掘削土の運搬、敷均し、アンカーの設置、防火ブロックの設置、天端コンクリート、型わく、吸出し防止材、裏面排水工、水抜孔の設置等防火ブロック B の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
4 - (15)	コンクリートブロック張工	
	防火ブロック A	m ²
	防火ブロック B	m ²

2 2 - 4 基礎工

共通仕様書 4 - 2 0 「基礎工」の関連する項目に次を追加する。

2 2 - 4 - 1 種別

種 別	区 分 内 容
基礎工 コンクリート基礎工 A	コンクリート基礎工 A とは、コンクリートブロック張工 防火ブロックの基礎をいい、設計図に示すとおり既設用排水溝に接して基礎を設置するもの。 (目地材 t = 10mm 設置)
基礎工 コンクリート基礎工 B	コンクリート基礎工 B とは、コンクリートブロック張工 防火ブロックの基礎をいい、設計図に示すとおり用排水構造物のない区間及び既設用排水溝から 50mm 以上の離隔を確保し基礎を設置するもの。

22-4-2 支払

共通仕様書4-20-5「支払」に下記を追加する。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
4-(17)	基礎工 コンクリート基礎工 A コンクリート基礎工 B	m m

22-5 防護柵撤去設置工

共通仕様書15-8「防護柵撤去設置工」の関連する項目に次を追加する。

22-5-1 種別

単価表の項目	区分内容
防護柵撤去設置工 ガードレール A	防火ブロックの撤去、設置及び基礎工施工時に、ガードレールGr-A-4Eのビームを撤去し、日々再設置するもの。

22-5-2 支払

防護柵撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測されたガードレールの数量に対し、1m当たりの契約数量で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行うガードレールの撤去、設置等防護柵撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
15-(10)	防護柵撤去設置工 ガードレール A	m

22-6 視線誘導標撤去設置工

共通仕様書16-9「視線誘導標撤去設置工」の関連する項目に次を追加する。

22-6-1 種別

単価表の項目	区分内容
視線誘導標撤去設置工 A5	コンクリートシール部の視線誘導標を撤去、再設置するもの。 (アンカーボルトは新品使用)

22-6-2 施工

施工は、共通仕様書16-5-7「施工」によるものとする。

22-6-3 数量の検測

視線誘導標撤去設置工の数量の検測は、設計数量(基)で行うものとする。

22-6-4 支払

視線誘導標撤去設置工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1基当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う視線誘導標の撤去、運搬、仮置き、設置等視線誘導標撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
16-(20)	視線誘導標撤去設置工 A5	基

22-7 距離標撤去設置工

共通仕様書16-10「距離標撤去設置工」の関連する項目に次を追加する。

22-7-1 種別

名称	単価表の項目	区分内容
1kmポスト標、500mポスト標及び100mポスト標	距離標撤去設置工 A	コンクリートブロック張工の防火ブロック表面に設置してある距離標を撤去、再設置するもの。(アンカーボルトは新品使用)
1kmポスト標、500mポスト標及び100mポスト標	距離標撤去設置工 B	防護柵支柱に設置してある距離標を撤去、再設置するもの。

22-7-2 材料

距離標撤去設置工の材料は、共通仕様書16-10-3「材料及び防錆処理」によるものとする。

22-7-3 数量の検測

距離標撤去設置工の数量の検測は、各々の設計数量(枚)で行うものとする。

22-7-4 支払

距離標撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う距離標の撤去、運搬、仮置き、設置等距離標撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
16-(21)	距離標撤去設置工 A	枚
	B	枚

22-8 コンクリートシール工

共通仕様書18-10「コンクリートシール工」18-10-4「支払」に下記を追加する。

22-8-1 支払

単価表の項目	検測の単位
18-(15) コンクリートシール工 t = 5cm	m ²

22-9 構造物等取壊し工

共通仕様書18-12「構造物等取壊し工」の種別は下記のとおりとする。

22-9-1 種別

単価表の項目	区分内容
コンクリート構造物取壊し (Type A)	防火ブロックの間詰めコンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート、端部コンクリート及びコンクリートシール工の取壊し、積込み、運搬、廃材処理を行うもの。

22-9-2 施工

共通仕様書18-12-3「施工」によるものとする。

22-9-3 支払

共通仕様書18-12-5「支払」に下記を追加する。

単価表の項目	検測の単位
18-(17) 構造物等取壊し工 コンクリート構造物取壊し (Type A)	m ³

22-10 交通規制工

22-10-1 種別

共通仕様書19-3-2「種別」に下表を追加する。なお、交通規制工の種別における交通規制箇所、交通規制内の施工内容に関する単価表の項目については設計図に示す数量総括表のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	規制時間	備考
路肩規制 L×N	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する路肩規制A、路肩規制B及び路肩規制Cをいい、設計図に示す交通規制図に基づき実施するもの。	07:30～16:30 (08:00～16:00)	

- ① L、Nは、共通仕様書19-3-5「支払」に示す。
- ② 上表の規制時間とは、1回当たりとして検測する交通規制工のうち、規制設置開始（標識設置開始）から規制撤去完了（標識撤去完了）までの時間である。
- ③ ()内の時間は、交通規制内の施工可能時間（休憩時間を含む）を示す。
- ④ 交通規制に係る監視及び保守を行う交通監視員及び交通監視員の休憩時間等の交替要員については、交通規制工に含むものとする。

なお、受注者の責によらず、交通規制箇所及び交通規制時間が大幅に変更となった場合は、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2.2-1.1 交通保安要員

2.2-1.1-1 種別及び配置

(1) 共通仕様書 1.9-4-2 「種別」に下表を追加する。

単価表の項目	配置時間	備考
交通監視員 A 1	08 :00～ 16 :00	
交通誘導警備員 B 1	08 :00～ 17 :00	
交通誘導警備員 B 1 (夜)	20 :30～翌5 :30	夜間作業

上表の配置時間は、作業時間（休憩時間を含む）とする。なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置時間が大幅に変更となった場合、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

(2) 交通保安要員の配置場所、配置人数、交代要員は次のとおりとする。

配置場所		交通保安要員の種別	配置人数	交替要員	摘要
東関東自動車道 銚田IC～茨城空港北IC ・路肩規制 L×N	・作業箇所	交通監視員 A 1	1人	—	—
自工区外盛土場 (坂東盛土場)	・工事用車 両出入口	交通誘導警備員 B 1	1人	—	
東関東自動車道 茨城空港北IC～茨城町JCT	・作業箇所	交通誘導警備員 B 1 (夜)	1人	—	他工事实施の 夜間通行止め 区間内で作業

なお、受注者の責によらず、交通保安要員の配置場所が大幅に変更となった場合、または、協議等により配置する保安要員の種別及び配置人数が変更となった場合、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。

2.2-1.1-2 支払

共通仕様書 1.9-4-5 「支払」に次を追加する。

	単価表の項目	検測の単位
1.9-(2)	交通保安要員	
	交通監視員 A 1	人・日
	交通誘導警備員 B 1	人・日
	交通誘導警備員 B 1 (夜)	人・日

2.2-1.2 のり面昇降階段撤去設置工

2.2-1.2-1 定義

のり面昇降階段撤去設置工とは、既設のり面昇降階段を撤去し、防火ブロックを施工した後、のり面昇降階段を再設置するものをいう。

2 2 - 1 2 - 2 材料

既設のり面昇降階段を撤去・仮置きしたのり面昇降階段を再利用するものとする。

2 2 - 1 2 - 3 施工

「設計要領第1集 土工建設編2切土 6-2 のり面等点検施設」によるものとし、施工にあたっては損傷を与えないよう丁寧に撤去し、設計図に示すとおり再設置するものとする。

2 2 - 1 2 - 4 数量の検測

のり面昇降階段撤去設置工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

2 2 - 1 2 - 5 支払

のり面昇降階段撤去設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うのり面昇降階段及び手摺りの撤去、運搬、仮置き、アンカーの設置等のり面昇降階段撤去設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（1）	のり面昇降階段撤去設置工	
	A	箇所

2 2 - 1 3 撤去工

2 2 - 1 3 - 1 定義

撤去工とは、既設のアスファルト縁石を撤去・運搬・処理するものをいう。

2 2 - 1 3 - 2 発生材の処理

撤去工の発生材の処理方法は、本特記仕様書17-2「建設副産物の活用等」に示すとおりとする。

2 2 - 1 3 - 3 数量の検測

撤去工の数量の検測は、設計数量（m）で行うものとする。

2 2 - 1 3 - 4 支払

撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う既設アスファルト縁石の撤去、発生材の運搬・処理等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>
特一（2）	撤去工	
	アスファルト縁石	m

22-14 防草シート設置工

22-14-1 定義

防草シート設置工とは、設計図書及び監督員の指示に従って暫定中央分離帯土工部の防草対策としてセメント系複合マットを設置するものをいう。

22-14-2 材料

防草シート設置工に使用する材料は、下記の規格に適合するものとする。

項目	単位	規格	備考
厚さ	mm	4.5 (-0.0/+1.0)	
幅	m	1.0 (-0.02/+0.07)	
長さ	m	9.5 (-0.0/+1.0)	
圧縮強度	MPa	40MPa 以上	材令28日
曲げ強度	MPa	3.4MPa 以上	材令10日

22-14-3 施工

セメント系複合マットは、指定された位置に敷設するものとし、固定ピン等でセメント系複合マット資材を固定するものとする。

アンカーピンの施工に際しては、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告しその指示をうけるものとする。

なお、復旧に要する費用は受注者の負担とする。

マット面への散水は、全面に浸透するよう散水するものとし、散水ムラが無いよう十分注意するものとする。

22-14-4 数量の検測

防草シート設置工の数量の検測は、設計数量 (m²) で行うものとする。

22-14-5 支払

防草シート設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1 m²当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う施工基面の整形、防草シート及びアンカーピンの設置、散水等防草シート設置工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一 (3)	防草シート設置工 A (夜)	m ²

22-15 試掘工

22-15-1 定義

試掘工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、光通信ケーブル等の埋設位置を確認するために、試掘することをいう。

22-15-2 種別

試掘工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	区分内容	標準掘削量
試掘工 A	切土保護路肩部のコンクリートシーリングを取壊し、土砂を掘削した後、掘削土を用いて土のうを作製、養生を行い、基礎工施工前に埋戻しを行うもの。	0.02m ³ /箇所

22-15-3 材料及び施工

(1) 試掘工の実施に当たっては、「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル」に定める事項を十分に検討し、設計図書に基づき埋設ケーブル位置まで人力掘削を行い、埋設物の位置を確認する。その後、掘削土を用いた土のうにより養生し、基礎工施工時に再確認した後、土のう中詰土を用いて埋戻しを行い、基層工、コンクリートシーリング工を行うものとする。

(2) 既設コンクリートシーリングの撤去により発生したコンクリート廃材の処理については、本特記仕様書17-2「建設副産物の活用等」によるものとする。

22-15-4 数量の検測

試掘工の数量の検測は、設計数量（箇所）で行うものとする。

22-15-5 支払

試掘工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1箇所当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うコンクリートシーリングの取壊し、廃材処分、人力掘削、土のうの製作、土のうによる養生、土のう中詰め土による埋戻し等試掘工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。

	単価表の項目	検測の単位
特一（４）	試掘工 A	箇所

23. 割掛対象表の項目に示す工事の内容

対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価を含むものとし、別途支払は行わないものとする。

【共通仮設費】

割掛項目対象表の項目名称	工事の内容	備考
有料道路料金費	構造物等取壊し工及び撤去工等の施工にあたり、コンクリート及びアスファルト廃材の運搬に必要となる有料道路通行料金費をいう。	

【準備工事費】

割掛項目対象表 の項目名称	工事の内容	備考
工事用車両泥落し 費	自工区外盛土場において、既設道路への泥土持ち出し防止のため、清掃設備を用いて、水洗いを行う費用をいう。	
工事用車両出入口 費A	工事現場内に進入するために支障となる路肩防護柵（G r -A-MO）を一旦撤去し、作業終了後日々再設置する費用をいう。	
工事用車両出入口 費B	自工区外盛土場に進入するために支障となる立入防止柵を一旦撤去した後、工事用車両門扉を設置・撤去し、作業終了後再設置する費用をいう。	

2 4. 補足事項

2 4-1 設計図書の変更及び追加について

次に示す事項については、現在関係機関と協議中であり、関連する工事の設計内容を変更する可能性があるため、受注者は監督員と緊密な連絡を取ると共に、これについて監督員の指示があった場合は速やかにその指示に従うものとし、これらに要する費用は監督員と受注者で協議して定めるものとする。

- (1) 快適トイレを追加する場合がある。
- (2) 試掘結果に基づくコンクリート基礎工の形状を変更する場合がある。

2 4-2 工事記録の作成及び提出について

(1) 工事記録情報

受注者は、工事記録収集システムへデータ入力完了後、別添様式-6「工事記録情報 完了届」をしゅん功届提出予定の2週間程度前までに監督員に提出し、その後入力データの照査を受け、監督員が発行する「工事記録情報 チェック結果票」にて照査の結果の通知を受けるものとする。

なお、工事記録収集システムに関する問合せは、「保全情報管理員」に問合せるものとし、問合せ先については別途監督員より通知する。

2 4-3 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、共通仕様書 1-6 2「交通安全管理」（5）における確認については、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

2 4-4 交通規制内での重機故障時の対応

高速道路等の交通規制中に、重機等が故障して交通規制解除が遅れた場合は、高速道路等を利用している一般車両に多大な影響を与えることから、「重機等故障時対応マニュアル」（平成19年11月 関東支社水戸管理事務所）に基づき、機械故障時の対応についての計画書を作成し、交通規制を伴う工事の施工開始前（2週間前）に監督員に提出するものとする。

2 4-5 無線電話等の使用

受注者は、業務の実施に当って無線電話等を使用する場合は、「業務委託等による無線局の取扱要領」によるものとする。なお、無線設備は発注者が貸与するものとする。

24-6 緊急時の協力業務

本工事期間中に水戸管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。これに要する費用については、別途、監督員と受注者で協議するものとする。

24-7 有料道路料金費に関する事項

有料道路料金費とは、E T C (Electronic Toll Collection System) が整備されているインターチェンジ等をE T C無線通信により走行するために要する通行料金をいう。また、監督員の指示により有料道路通行区間を変更する場合、または、通行料金体系が見直しとなった場合は、これに要する費用について監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

24-8 間接工事費の変更

24-8-1 対象となる項目

本工事は、間接工事費のうち「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の次に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)
- ・労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用
- ・なお、上記に関連し発生した間接工事費について監督員が必要と判断した場合、その費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

24-8-2 工事費構成内訳書

発注者は、契約単価合意の時（単価協議時）に本工事の当初積算における共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成内訳書にて提示するものとする。

24-8-3 間接工事費計画書の提出

受注者は、間接工事費の増加費用を請求する予定がある場合、工期開始の日から14日以内に、前項で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した間接工事費計画書（様式8）を作成し、監督員へ提出するものとする。

なお、工期開始の日から14日以内に間接工事費計画書（様式8）の提出がなかった場合は、間接工事費の増加費用の請求は行えないものとする。

24-8-4 間接工事費の増加費用の協議

- (1) 受注者は、最終設計変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえた増加費用を請求する場合は、間接工事費の増加費用に関する協議書（様式9）〔変更間接工事費計画書及び実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類（領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など）〕を監督員に提出し協議するものとする。
- (2) 受注者からの請求があった場合においては、監督員が算定した増加費用の額を記した増加費用の協議書をもって、受注者と協議するものとする。
- (3) 間接工事費の増加費用の額（増加費用に係る一般管理費等を含む）の協議は、監督員が、間接工事費増加費用見積方通知書により、受注者に対して見積書を監督員に提出するように通知するものとし、受注者はその通知に従い間接工事費増加費用見積書（様式10）を監督員に提出し協議するものとする。

(4) 間接工事費の増加費用の額について、監督員からの間接工事費増加費用の負担額協議書により受注者は同意書(様式11)を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から28日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め、受注者に通知する。

24-8-5 受注者の責めに帰す事由の増加費用

受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

24-8-6 実績変更対象費に基づく間接工事費の増加費用の算定

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合の増加費用の算定については、次のとおりとする。

① 共通仮設費率分は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書(様式8)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

② 現場管理費は、土木工事積算基準に基づく算出額から間接工事費計画書(様式8)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

③ 間接工事費の増加費用は、一般管理費等の費用を含む。

④ なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

24-9 虚偽申告

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び競争参加資格停止等の措置を行う場合がある。

24-10 疑義

疑義が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

24-11 遠隔立会

遠隔立会とは、遠隔立会実施要領(令和5年10月 東日本高速道路株式会社)に基づき、共通仕様書「1-2 用語の定義」に定める「確認」及び「1-30 検査及び立会い」に定める検査及び立会いについて、デジタル通信技術を活用し遠隔地からの確認、検査及び立会いの実施により、受注者及び発注者の工事等管理業務の効率化による生産性向上を図るものである。

遠隔立会の実施有無、実施項目、費用等については、工事着手前に監督員と協議し定めるものとする。

以上

様式-2

令和 年 月 日

監督員

殿

現場代理人

工事履行報告書（令和〇年〇月分）

（工事名）

標記工事の出来高報告及び工程表を別添のとおり作成しましたので、報告します。

以上

《注意事項》

- ・別添の工程表は、様式-1 とする。
- ・Kcube2 による提出とする。

工事出来高報告（令和〇年〇月）

工 期 自) 令和 年 月 日 (〇〇〇日間)
至) 令和 年 月 日

項 目	設計数量	契約金額	換算率 (%)	累 計 出来高 (%)	前 月 出来高 (%)	今 月 出来高 (%)	摘 要
準備工							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
〇〇							
後片付け							
全 体							

監督員	副監督員	主任補助監督員	補助監督員

残存物件調書 (受注者→監督員)

- 1 工事等名 _____
- 2 工事等場所 _____
- 3 発生(受領)年月日 _____
- 4 原因名及び原因発生年月日 _____

品名	材質 (規格等)	概算数量		発生材、貸付発生 材又は不要材料 の種別記入	物品又は固定 資産の分類
		単位	数量		

以上のとおり報告します。

監督員 ○○○○殿

受注者 △△△△

現場代理人 ◇◇◇◇

- (注) 1. 発生年月日は受渡日を記入する。
 2. 原因別に一葉ずつ作成する。
 3. 写真を添付する。
 4. 「発生材、貸付発生材又は不要材料の種別記入」「物品又は固定資産の分類」はNEXCOが記入
 5. Kcube2による提出とする

様式－４

令和 年 月 日

〇〇リサイクルセンター〇〇工場
管理責任者 〇〇 〇〇 殿

受注者名
現場代理人

再生資材供給可能量の照会について

本工事では再生資源の利用促進のため再生資材の利用を予定しております。
つきましては、円滑な使用計画に基づき施工を行いたいので下記のとおり供給可能量の情報提供をお願い致します。

記

1. 工事名： 工事（工期： ～ まで）
2. 発注者：
3. 受注者：
4. 再生資材の種類及び予定数量等

再生資材の種類	適用指針等	予定使用量 (m ³)	使用予定月

5. 情報の提供時期
別紙様式により上記使用予定月の一ヶ月前までに供給可能量を F A X で情報提供をお願いします。
6. 情報提供先及び連絡先
受注者：
T E L：
F A X：
現場代理人：
担 当：

以 上

監督員

殿

受注者
現場代理人

工事記録情報 完了届

下記の工事件名について、工事記録情報の作成が完了致しましたので提出致します。

発注者名			
工事件名			
No.	工種名	工事情報(テーブル名)	数量

(注1) 発注時より工事内容に変更が生じる場合は、変更特記仕様書や変更数量表を添付する

(注2) Kcube2 による提出とする

様式－7

令和 年 月 日

東日本高速道路株式会社 関東支社
〇〇管理事務所長 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

工事名) 〇〇自動車道 〇〇工事

特記仕様書〇－〇の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類
2. 不動産の所在地
3. 不動産の使用目的
4. 必要面積
5. 貸付希望期間
6. 添付書類
 - 工事請負契約書 (写)
 - 特記仕様書 (写)
 - 用地使用計画書

以 上

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書「〇. 間接工事費の変更について」に基づき下記のとおり提出します。

記

【間接工事費計画書】

費目		費用	内容	計上額 (円)
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小計			
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給	
	小計			
合計				

以 上

《注意事項》

・Kcube2 による提出とする。

変更間接工事費計画書

(工事名)

(円)

費目		費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者がマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要する費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
	小計					
現場管理費	労務管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用		労働者の食事補助、交通費の支給			
	小計					
合計						

※ 実績変更対象費にて実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など)を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用見積書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号をもってご通知のあった標記については、下記のとおり見積りいたします。

記

間接工事費増加費用 (一般管理費等を含まない額)	円
上記に係る一般管理費等	円
合計	円

以上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-11)

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

間接工事費増加費用の負担額同意書

(工事名)

令和 年 月 日付け 号で協議のありました間接工事費増加費用の負担額については同意致します。

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

(様式-12)
令和 年 月 日

監督員

殿

受注者
現場代理人 印

材料調達変更計画書の提出について

(工事名) _____

標記工事について、特記仕様書〇-1に基づき、提出致します。

記

(添付書類)

- ・材料調達変更計画書

以 上

《注意事項》

- ・Kcube2 による提出とする。

材料調達変更計画書

(工事名)

材料名	規格	当初契約時の調達地域等	変更後の調達地域等	変更理由等	備考
骨材					
土砂					
仮設材 (鋼材)					

※実際に支払った全ての証明書類 (領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など) を合わせて提出すること。

監督員

殿

受注者
現場代理人

印

材料調達実績報告書の提出について

(工事名)

標記工事について、以下のとおり材料調達の実績について報告致します。

記

対象材料

対象単価項目 (1)	調達予定数量 (2)	購入伝票等No (3)	調達 年月日 (4)	調達数量 (5)	調達単価 (6)	資材調達 金額 (7) (5)*(6)	輸送金額 (8)

※購入伝票等は、別添のとおりとする。

《注意事項》

- ・ Kcube2 による提出とする。

令和 年 月 日

監督員

殿

受注者

現場代理人

取得報告書

(工事名)

標記工事について、下記のとおり現場閉所の実績を報告いたします。

記

項目	内容	日数	備考
対象期間	①令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日 着工日 ~ 工事完成日	日間	
	②年末年始 (12/29~1/3) 及び夏期休暇 (3日) の期間	日間	
	③工事一時中止期間	日間	
	④工場製作のみを実施している期間	日間	
	⑤交通規制を伴う施工のみの工事で交通規制を行って はならない期間	日間	
	⑥その他、設計図書における対象外となる期間	日間	
	対象期間 (A) = ① - ② - ③ - ④ - ⑤ - ⑥	日間	
現場閉所日	⑦土曜・日曜・祝日、長期休暇 (GW等) に現場閉所 を実施した日数 ※上記②~⑥を除く	日間	
	⑧平日の降雨・降雪等により現場閉所した日数 ※上記②~⑥を除く	日間	
	現場閉所日数 (B) = ⑦ + ⑧	日間	
現場閉所率	現場閉所率 = B / A	%	

添付：月間工程表（実績）等閉所日が確認できる資料

注1) Kcube2 による提出とする

注2) 対象期間については監督員に確認のうえ適切に設定すること